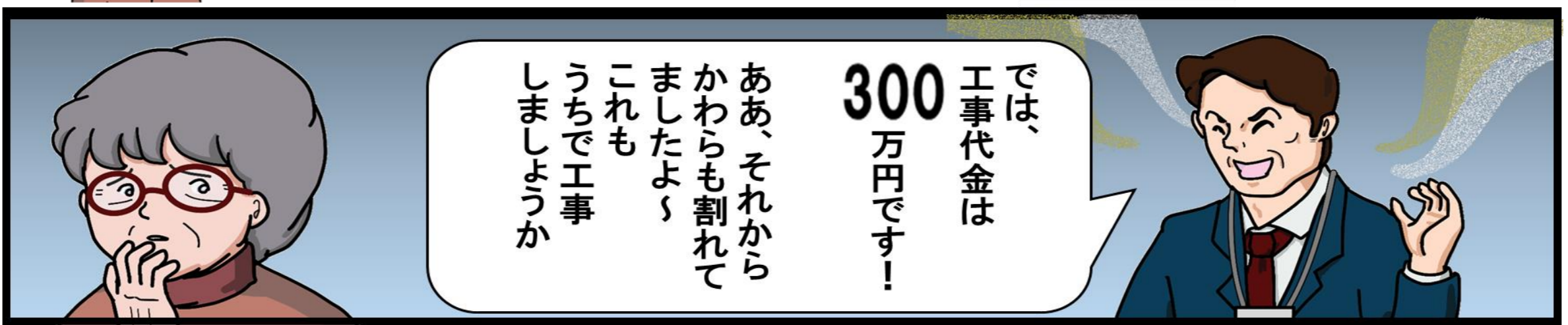
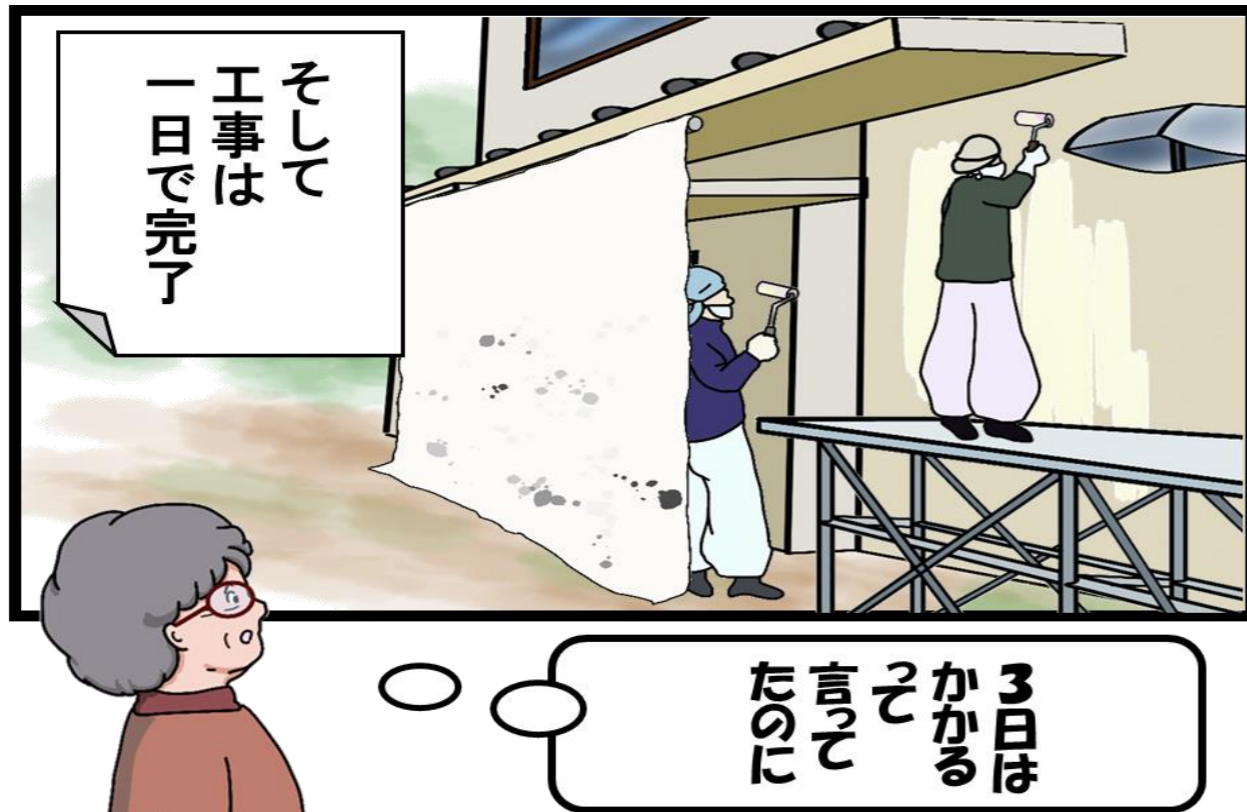




ホットな見守りニュース

リフォーム工事は複数の業者で見積もりを！の巻



見守りポイント

対処方法

- ◎ 見慣れない業者が出入りしているとか、契約をせかされている様子があれば、勧誘等で困っていないか、声をかけてみて下さい。
- ◎ 認知症の症状がみられる場合は、包括支援センター等、行政機関に本人の状況を伝えてください。

- ◆ 訪問販売で契約した場合は、書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできます。
- ◆ 屋根や外壁の塗装等は、高額な契約になりがちです。工事を勧められても、1社だけでなく、複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

平日 9:00~17:00
土・日 10:00~16:00(電話相談のみ)
(祝日・年末年始を除く)

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

平日 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

※短縮ダイヤル ☎188 でもお近くの相談窓口につながります。